

琵琶湖におけるマハゼの捕獲について

本県の天然水域に生息していないマハゼが平成23年10月11日に西の湖で下記のとおり捕獲されました。

本来生息していない魚は、生態系に歪みを生じさせ、漁業や固有の生物相に取り返しのつかない悪影響を与える危険性がありますので、無責任に観賞魚などを琵琶湖や河川に放流してはいけません。

記

捕獲日：平成23年（2011年）10月11日

魚種名：マハゼ (*Acanthogobius flavimanus*)

捕獲魚のサイズ等：全長169mm、体長137mm、体重36g

捕獲場所：西の湖

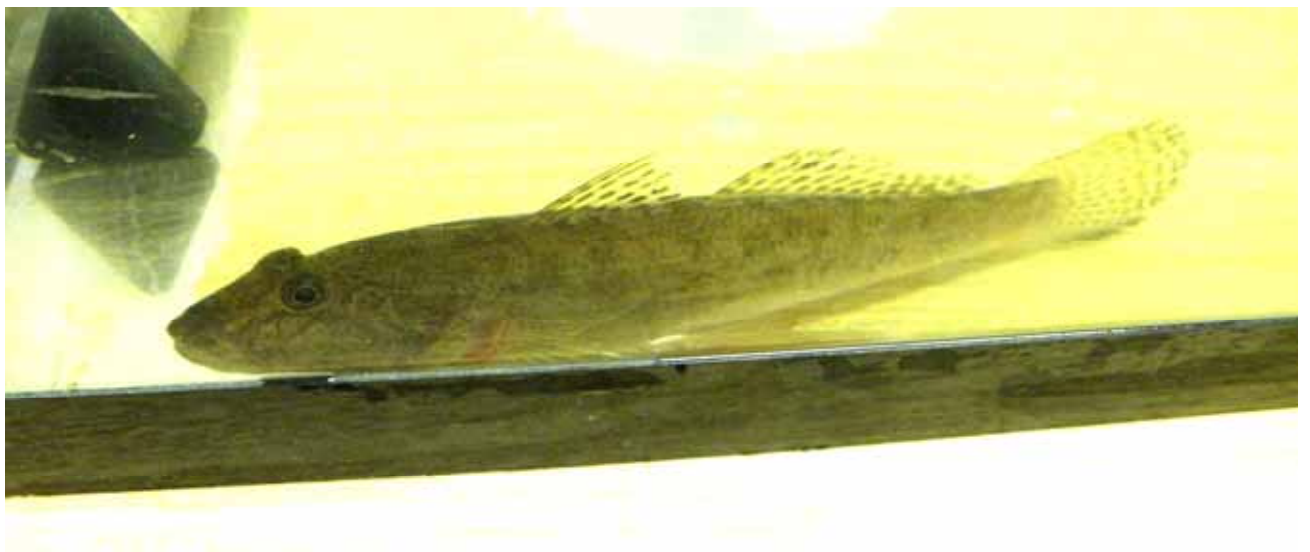
捕獲状況：漁業者が県委託事業（内湖の在来魚生産機能の回復・向上試験事業）により西の湖で電気ショックボートでオオクチバスやブルーギルを駆除していたところ、1尾捕獲され、同駆除に立ち会っていた県水産課職員がその日の内に水産試験場に引き渡した。

水中に電気を流して魚を一時的にまひさせて捕獲する手法。電気を流す漁法は本来禁止されているが、今回、特別採捕許可を得て実施。

分布と特徴：ハゼ釣りのハゼが本種であり、川の汽水域や内湾に生息し、国内では北海道から種子島、国外では朝鮮半島と中国に分布する。（参考資料 山溪カラー名鑑 日本の淡水魚 山と溪谷社）

法的規制：外来魚等の無許可放流は滋賀県漁業調整規則（昭和40年3月31日滋賀県規則第6号）により禁止されており、違反者は処罰の対象となる（別紙参照）。

県内でのこれまでの確認状況：集計を取り始めた平成6年以降、初めての確認となる。今回のものを含めて、これまで県内で確認されたオオクチバス、ブルーギルを除く外来魚は38種となる。



今回捕獲されたマハゼ

< 滋賀県漁業調整規則（抜粋） >

（昭和 40 年 3 月 31 日滋賀県規則第 6 号）

（前 略）

第 4 章 水産資源の保護培養および漁業取締り等

（中 略）

（県内への水産動物の移植の禁止）

第 50 条 次の各号に掲げる水産動物以外の水産動物（卵を含む。）は、知事の許可を受けなければ県内に移植してはならない。

- （1）びわます
- （2）こい
- （3）ふな
- （4）ほんもろこ
- （5）うなぎ
- （6）いさざ
- （7）ごり（よしのぼり）
- （8）あまご
- （9）いわな
- （10）にじます
- （11）ひがい
- （12）どじょう
- （13）たにし
- （14）しじみ
- （15）てながえび
- （16）すじえび

（中 略）

第 5 章 罰 則

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役もしくは 10 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

- （1）第 6 条の 2、第 14 条、第 34 条第 1 項、第 35 条から第 36 条まで、第 38 条、第 39 条、第 42 条、第 44 条、第 49 条、第 50 条第 1 項または第 52 条第 6 項の規定に違反した者

（後 略）